

第一類 第一號

衆議院

閣委員会

會議錄

第一號

(四四)

昭和二十三年十一月八日(水曜日)

午後二時四十三分開議

出席委員

委員長 小川原政信君

理事富田 照君

理事福田 照君

理事富田 照君

同月八日

委員齋藤隆夫君、塙田十一郎君、辻

寛一君、田中萬造君及び唐木田藤五

郎君辞任につき、その補欠として中

岡村利右衛門君、關内正

一君、村上清治君及び谷口武雄君が

議長の指名で委員に選任された。

十二月八日

理事富田照君の補欠として富田照君

が理事に当選した。

十二月二日

科学技術行政協議会法案(内閣提出

第五号)

の審査を本委員会に付託された。

十二月二日

内閣官房次長 橋本 龍伍君

文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 魚川 浩君

十二月二日

内閣官房次長 橋本 龍伍君

文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 魚川 浩君

十二月二日

内閣官房次長 橋本 龍伍君

文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 魚川 浩君

十二月二日

内閣官房次長 橋本 龍伍君

文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 魚川 浩君

十二月二日

内閣官房次長 橋本 龍伍君

文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 魚川 浩君

十二月二日

内閣官房次長 橋本 龍伍君

文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 魚川 浩君

十二月二日

それで理事会補欠選任の件でござりますが、現在理事が欠員になつておりますので、この際その補欠を選任いたしましたと存じます。

○田中(總)委員 補欠理事の選任に関する手続を省略して、委

員長において御指名あらんことを望みます。

○小川原委員長 ただいまの田中君の動議に御異議ございませんか。

○小川原委員長 御異議ないものと認めまして富田照君を理事に御指名いたします。

○小川原委員長 それではこれより去る二日本委員会に付託になりました科

学技術行政協議会法案を議題といたしまします。政府の提案理由の御説明を

求めます。内閣官房次長橋本君。

○小川原委員長 それではこれより去る二日本委員会に付託になりました科

学技術行政協議会法案を議題といたしまします。政府の提案理由の御説明を

求めます。内閣官房次長橋本君。

○小川原委員長 それではこれより去る二日本委員会に付託されました科

にについて審議する。

一 日本国學術會議の答申または勧告を行政に反映させるために必要な措置

二 政府が日本學術會議に請問すべき事項の選定に関すること

三 政府が行うべき科學技術に関する國的事業の実施の方法

四 各行政機関の所管に属する科學技術に関する事項の連絡調整に必要な措置

五 行政機関相互の間の科學技術に関する連絡調整に必要な措置

第六條 協議會は、毎月一回定例会を開かなければならぬ。但し、會長が必要があると認めたときは、臨時にこれを開くことができる。

第七條 協議會に幹事二十人以内を置く。

幹事は、關係各行政機關の官吏及び學識經驗のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

第八條 協議會の事務を處理させるため、協議會に事務局を置く。

事務局長は、總理廳の二級の官吏又は相當の資格を持つ科學者のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

3 幹事は、協議會の審議事項について委員を補佐する。

（會議事項）

2 科學技術行政協議會(以下協議會といふ)は、内閣総理大臣の所轄とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長は別に法律で定める。

3 事務局の職員の雇用について

（附則）

1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

2 学識經驗のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の会員である者の任期は、四年とする。

3 第四條第五項の規定にかかるわざは、二年とする。

（事務局の職員の雇用について）

2 学識經驗のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の会員である者の任期は、四年とする。

3 第四條第五項の規定にかかるわざは、二年とする。

（第二條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第三條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第四條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第五條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第六條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第七條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第八條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第九條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十一條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十二條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十三條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十四條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十五條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十六條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十七條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十八條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第十九條 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十一条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十二条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十三条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十四条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十五条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

（第二十六条 協議會は、左に掲げる事項代理する。）

<p

は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかるわらず、政令で定めるところによる。

○橋本政府委員 このたび科学技術行政協議会法案を提出いたしました次第でございます。その提案理由の御説明を申し上げます。

平和的文化國家の建設は、科學技術の向上と普及がその基礎をなすものであることにかんがみまして、政府は学術体制刷新委員会の答申に基いて、さきの第二國会におきまして、日本學術會議法を提案し、すでに公布を見ておるのであります。このたびは、日本學術會議とともに、學術体制刷新委員会の答申の二つの大きな眼目でありますのであります。このたびは、日本學術行政會議は、いわば日本學術會議と政府との間に立つて、両者の意思の疏通をばかり、科學と國策との相違離することのないようにするためのものであります。從來わが國の政治において、科學研究の成果が十分に行政上の諸施策に活用されませぬ、また各省間の連絡調整が必ずしも十分でなく、政府全体としての科學技術行政の一貫性、総合性に欠くるきらいがあつたのであります。こうした弊害を除去いたしまずことがこの協議会の重要な目的であります。こういう目的を達成いたしましたのは、單に行政官の手腕と識見のみでは十分でありますんで、科學者の専門的知識がこれに加わり、両者相協力することが必要であります。本協議会の委員の数が、行

政官と科學者とがそれべ同数を占めることは、本協議会に上程する事とができないからでありますて、ここに本協議会の大いなる大きな特色があるのであります。そこで前に申し述べましたように、次に前にも申し述べましたように、本協議会の重要なねらいの一つは、各省間の連絡調整をかり、科學技術行政に一貫性、総合性を與えようとするところにあるのですが、しかしながら本協議会は実施機関ではなく、審議機関でありまして、その審議の結果は内閣總理大臣がその権限に基いて、重要なものには閣議を経て実施するのでありますて、各省の立場は十分尊重され、一貫統制に墮すことのないよう配慮がなされているのであります。

なお本協議会は、關係方面の特別な要請もありましたので、本年度初めに設置する予定で、これに要する経費はすでに本年度の当初予算に計上されております。しかしその後種々の要請もありましたので、その検討すべき点がありましたので、その設置を延期し、今日に至つた次第であります。しかしながら明年一月二十日には日本學術會議が成立いたしますので、これと同時に本協議会を発足せしめる必要がありますて、今回の國会に

おきまして本法案の御審議をお願いする次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。十分御審査の上御協賛あらんことをお願いいたします。

○小川原委員長 これより本案に対する質疑に入ります。

○畠田委員 この際議事進行について動議を提出したいと思います。この科学技術行政會議法案は第三回國会におきまして衆議院を通過し、參議院の

審議を経て、本日開會の上に可決されたものであります。私は日本が民主的な文化國家として再建されることにつきましては、もちろん双手をあげて賛成いたしますし、そのため日本の學術が大いに發展をし、また業績が行政の上に反映することに努めなければならぬといふことをわれくは考えております。そのために日本の學術が大いに発展をし、また業績が行政の上に反映することに努めなければならぬといふことをわれくは考えておりますが、ただこの協議会が場合にこの科学技術行政會議の占めの役割は非常に大きいものであると思ふのであります。たゞこの協議会が

うの役割はどちらかと思ひますが、私はそれがどういう感じがするのかをよくおいた方がやりいいのだという

上うな打明け話があつた。これは打明け話であつて、こういふところで申し上げるのはどうかと思ひますが、私は役人のごきげんを損じてはやりにくい

が、予算措置その他においてやはり上うな打明け話があつた。これは打明け話であつて、こういふところで申し上げるのはどうかと思ひますが、私は役人のごきげんを損じてはやりにくい

が、新憲法のもとにおいては、國会がどうぞおきたいと存じます。

○小川原委員長 それではこれより

〔絶賛立〕

○小川原委員長 それではさようとり
はからいます。

○田中(健)委員 この際動議を提出し
たいと思います。行政機構改革並びに
行政整理に関し、本委員会として國政
調査いたしたきにつき、これが議長の
承認を求められんことを望みます。全
員の御賛同を希望いたします。

○小川原委員長 ただいまの動議に御
異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 御異議ないようであ
りますからさよう決定いたします。要
求書の作成及び議長あての要求手続等
につきましては、委員長及び理事に御
一任願いたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 それではさようとり
はからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

科学技術行政協議会法案(内閣提出)
に関する報告書

〔都合により最終号に掲載〕

・昭和二十四年二月二日印刷

昭和二十四年二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局